

広島県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

令和四年四月二十五日

広島県監査委員 緒方直之  
同 桑木良典  
同 奥兆生  
同 川上俊幸

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
車元 晋	広島市中区上八丁堀五―二―五〇一
松浦 隆敏	広島市中区東白島町五―九―四〇三
大野 知彦	広島市中区東白島町二―一―二六
石橋 祥英	広島市中区八丁堀二―四―五〇二

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

令和四年四月十五日から令和五年三月三十一日まで